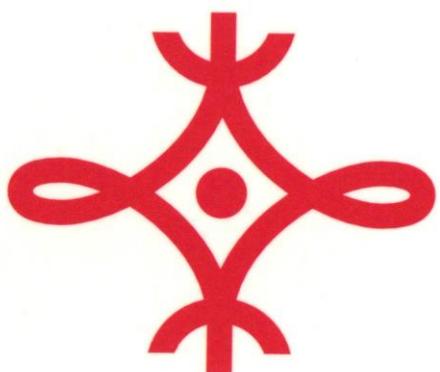


太子町一般廃棄物処理基本計画



令和 7 年 3 月

兵庫県太子町

関連する SDGs の目標



目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節	計画策定の趣旨・目的	3
第 2 節	計画の位置付け	4
第 3 節	計画の期間	6
第 4 節	計画の範囲	6

第 2 章 太子町の概要

第 1 節	位置・地勢	7
第 2 節	人口	9
第 3 節	産業構造	10
第 4 節	土地利用状況	11

第 3 章 ごみ処理の現状と課題

第 1 節	ごみ区分と収集体制	13
第 2 節	ごみ処理方法	16
第 3 節	ごみ排出量実績の推移	19
第 4 節	容器包装廃棄物の分別収集の推進	20
第 5 節	ごみ減量化・資源化の施策	22
第 6 節	ごみ処理の課題	24
第 7 節	災害廃棄物対策	27

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針	34
第2節 目標値及び基本施策の設定	34
第3節 将来予測	39
第4節 計画の推進	42

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状	44
第2節 生活排水の将来予測	48
第3節 生活排水処理基本計画	49
太子町一般廃棄物処理基本計画内の用語解説	51

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨・目的

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。

しかし、私たちが生活の豊かさを求める結果、ごみは質的に多様化し、その排出量は増加し続け、ごみの適正な処理の困難性や最終処分場の確保難、町財政のひっ迫など地域レベルの問題が深刻化しています。また、大規模な資源採取による自然破壊や資源の枯渇、二酸化炭素など温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化など環境問題にも密接に関係しています。

国においては、第5次循環型社会形成推進基本計画を策定（令和6年8月）し、これまでの廃棄物の量に着目した施策に加え、誰もが持続可能な形で資源を利用しながら、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を構築するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に向上させることを目標としています。

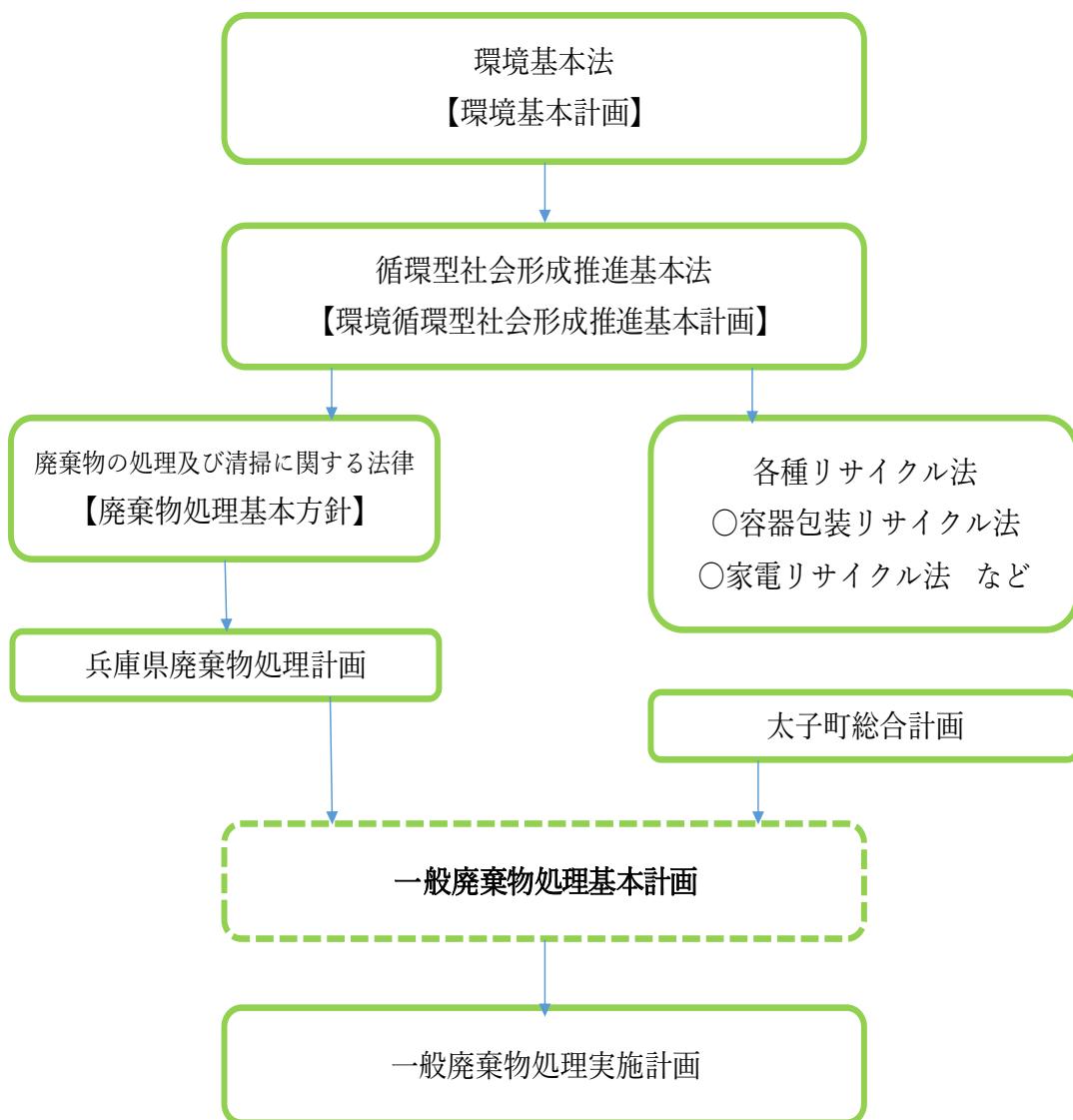
兵庫県においては平成30年8月に廃棄物処理計画を改訂、また、令和6年1月に兵庫県資源循環推進計画を策定し、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）を循環型社会と低炭素社会の統合的な取り組みとして促進するとともに、頻発する自然災害への対応として、被災地の早期復興、公衆衛生の確保を図るため、災害廃棄物処理体制の具体事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定しています。

また、市町村には多種多様な地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たし、揖龍保健衛生施設事務組合及び構成市と緊密に連携し協力していくことが標榜されています。

本町においても、これらの背景や社会情勢の変化を踏まえながら、ごみの減量化、再資源化及び適正処理に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進し、持続可能な社会へつながる循環型社会の構築を目指した太子町一般廃棄物処理基本計画を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本町が長期的な視点に立って、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を具体化させるための個別計画として位置づけ、関係法令、国や県が定める諸計画及び本町における上位計画である太子町総合計画との整合を図ります。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第 6 条 市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画

（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町

村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものと
する。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町

村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般
廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、
遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

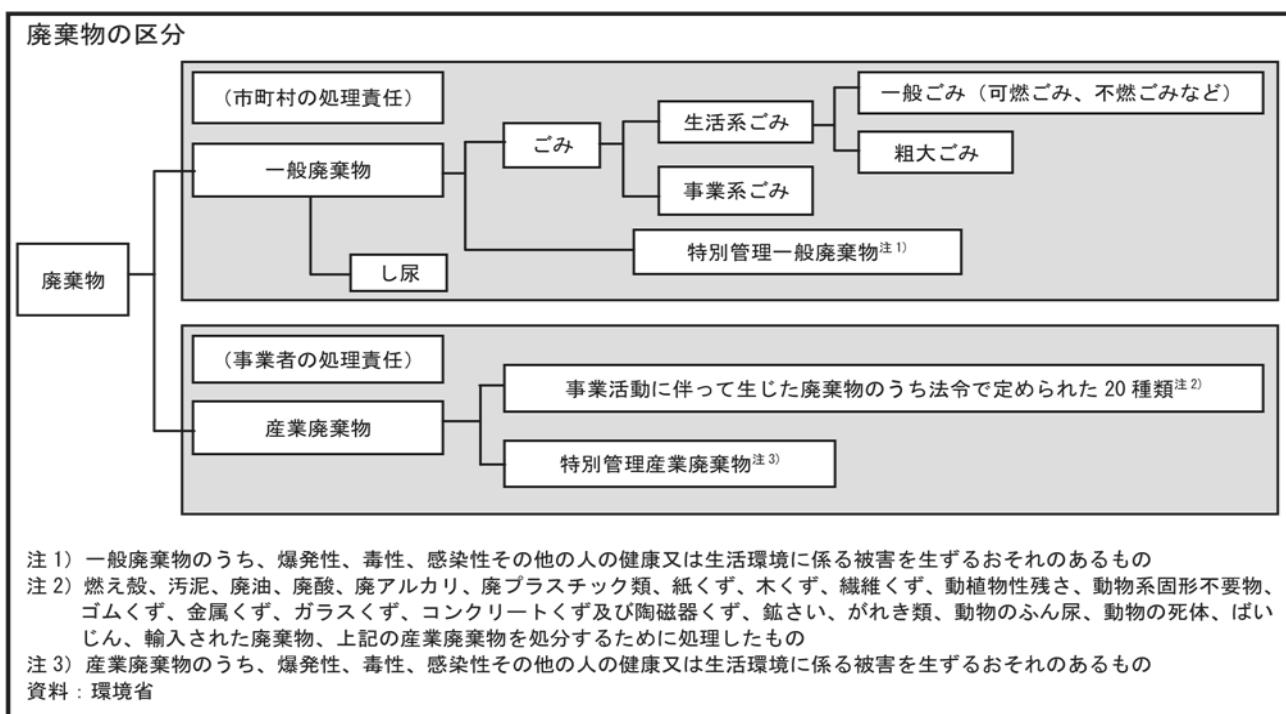
第3節 計画の期間

本計画では、令和2年度を初年度とし、目標年度を令和11年度とした10年間を計画期間とします。

また、令和6年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直します。なお、一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合なども、必要に応じて見直すものとします。

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定年度	●										
計画の期間		←									
中間目標年度						○					
計画目標年度											●

第4節 計画の範囲



第2章 太子町の概要

第1節 位置・地勢

太子町は、兵庫県南西部の西播磨地域に位置し、東西 6.4 km、南北 3.7 km の面積 22.61 km² の町であり、姫路市及びたつの市に接しています。

西播磨地域は、歴史的に姫路市を中心とした圏域構造となっており、播磨臨海工業地帯の工業集積を背景に地域経済の発展を支えてきました。都市計画区域としても 2 市 2 町（姫路市・たつの市・福崎町・太子町）からなる中播都市計画区域に含まれており、本町は隣接する姫路市、たつの市と経済・産業・生活において密接な関係にあります。

交通については、町の南部を JR 山陽本線が通っており、最寄りの JR 網干駅～大阪駅間を 1 時間程度で結んでいることから、本町は大阪・神戸などの阪神地域への通勤圏となっています。

また、町の北側を通っている国道 2 号バイパスが山陽自動車道などの高速道路と繋がっており、交通の利便性が高い町です。

町は 4 つの地域に分けられ、地域の特色を活かした個性あるまちなみ形成がなされています。



(1) 斑鳩地域

町北西部に位置し、南北方向及び東西方向の広域幹線道路が行き交う交通の要衝にあることから、早くから市街地が形成された地域です。役場庁舎をはじめとした公共公益施設や歴史的建造物が集積し、大規模工業施設が立地するなど多くの都市機能を有しています。

(2) 石海地域

町南西部に位置し、JR網干駅に近い交通利便性の高い地域です。おおむね平坦な地域で、駅近接地などの一部に住宅地が立地するほか、まとまった農地と集落などからなる農村風景が広がっています。

(3) 太田地域

町東部に位置し、東西に国道179号が通り、太子東ランプを有する交通利便性の高い地域です。多くの沿道サービス施設が集積しており、檀特山などの山々や大津茂川などの自然環境と黒岡神社、原大歳神社などの歴史資源にも恵まれています。

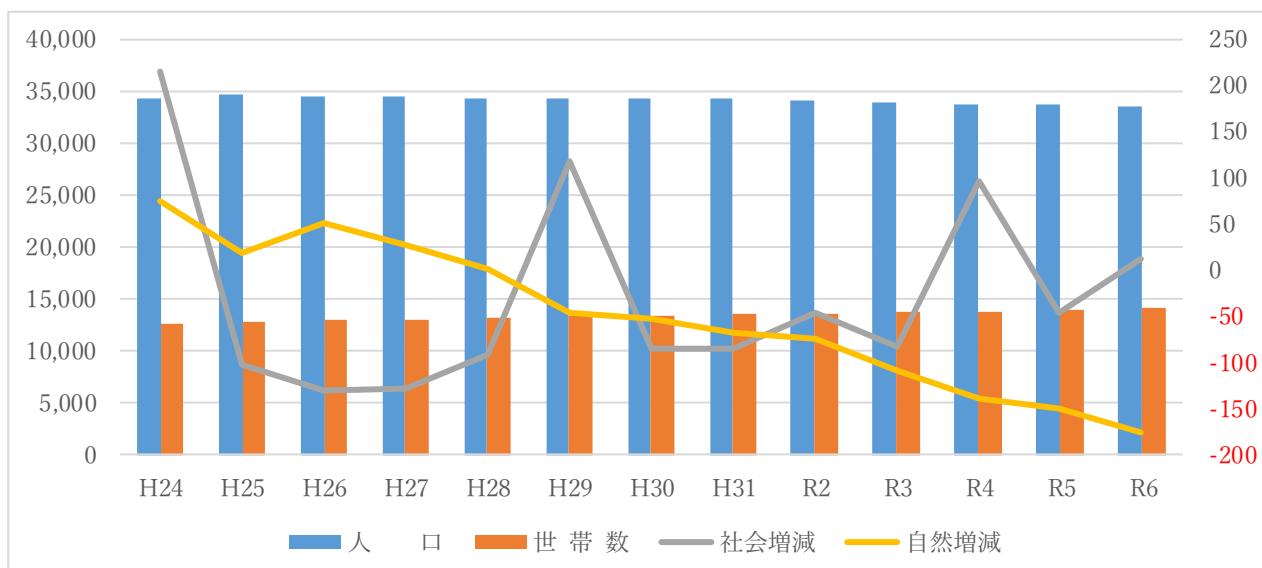
(4) 龍田地域

町北東部に位置し、2つのバイパスランプを有する交通便利性の高い地域です。平地部ではまとまった農地と集落などからなる農村風景が広がっており、前山周辺の山々や大津茂川などと調和した、全体として豊かな自然景観を呈しています。

第 2 節 人口

本町の人口は昭和 26 年に町が誕生して以来、昭和 30 年代の高度経済成長期や昭和 40 年代の第 2 次ベビーブームなどの社会情勢や、商工業の発展や宅地開発などを背景に堅調に増加を続けてきました。

しかし、近年では転出数が転入数を上回る社会減が生じ、死亡数が出生数を上回る自然減も同時進行で進むなど、平成 25 年 2 月の 34,720 人をピークに令和 7 年 3 月 31 日現在の人口は 33,315 人、世帯数は 14,335 世帯となっています。



(単位：人)

区分/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
人 口	34,406	34,697	34,613	34,535	34,434	34,344	34,418	34,280	34,128	34,007	33,815	33,773	33,577
世 帯 数	12,645	12,866	12,965	13,050	13,151	13,309	13,472	13,546	13,671	13,787	13,859	14,035	14,136
社会増減	216	-103	-130	-129	-92	119	-86	-85	-46	-83	97	-45	13
自然増減	75	19	52	28	2	-45	-52	-67	-75	-109	-139	-151	-176
増減合計	291	-84	-78	-101	-90	74	-138	-152	-121	-192	-42	-196	-163

注) 世帯・人口については各年1月1日現在、自然・社会増減数については年間合計。

住民基本台帳の改正により平成24年7月9日から外国人を含む人数となる。

出典：太子町の統計（令和 7 年 3 月）

第3節 産業構造

本町は製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業などが主要産業で、事業所数、従業員数ともに減少傾向にあり、特に従業員数の減少が著しいといえます。

区分	平成21年		平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数								
総数	1,357	12,065	1,250	11,427	1,262	12,732	1,228	11,151	1,265	12,464
農業、林業	2	5	1	1	1	6	-	-	4	36
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	202	1,109	178	983	172	954	173	900	179	965
製造業	100	2,934	100	2,774	93	3,150	92	2,251	87	2,301
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	1	13	-	-	1	14
情報通信業	8	67	9	58	7	49	6	28	5	25
運輸業、郵便業	36	977	28	691	25	1,020	26	1,008	27	1,051
卸売業、小売業	325	2,713	294	2,514	294	2,590	300	2,546	277	2,783
金融業、保険業	14	135	15	144	14	145	15	154	13	142
不動産業、物品賃貸業	101	257	80	218	72	201	79	226	85	310
学術研究、専門・技術サービス業	51	228	46	242	48	236	42	183	49	206
宿泊業、飲食サービス業	166	1,278	154	1,184	156	1,249	148	1,144	131	1,075
生活関連サービス業、娯楽業	120	525	118	516	120	529	115	522	117	444
教育、学習支援業	77	213	75	211	94	588	72	167	85	702
医療、福祉	65	758	65	857	83	1,078	80	1,108	109	1,424
複合サービス事業	9	81	9	76	8	70	9	72	7	61
サービス業(他に分類されないもの)	81	785	78	958	74	854	71	842	82	686
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	7	239

企画政策課 調

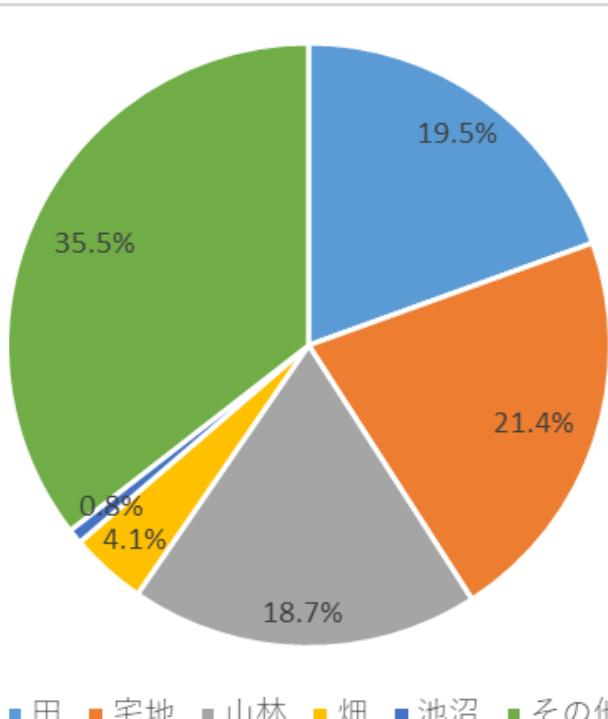
資料：経済センサス-基礎調査(平成21年、26年)

(単位：事業所、人)

経済センサス-活動調査(平成24年、28年、令和3年)

第4節 土地利用状況

本町における令和6年1月1日現在の地目別土地面積については、宅地(21.4%)の割合が最も高く、以下、田(19.5%)、山林(18.7%)、と以下続いていきます。



(単位 : ha)

地目	田	宅地	山林	畑	池沼	その他
面積	440	483	424	93	19	802

※太子町の統計（企画政策課作成）を基に生活環境課作成

第3章 ごみ処理の現状と課題

太子町の家庭から排出される一般廃棄物については、たつの市と太子町の1市1町で構成している揖龍保健衛生施設事務組合が処理主体として担っています。

収集体制については、揖龍衛生事務組合が委託した民間業者が収集しています。また、町内の事業所等から排出される事業系一般廃棄物については、事業者自らが揖龍クリーンセンターに搬入するか、太子町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬委託することとなります。

なお、引越しや大掃除等による一時多量ごみは、直接搬入もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬委託することとなり、10キロにつき150円の処理手数料を徴収することとしています。

揖龍クリーンセンターについては、平成9年3月に国庫補助対象の基幹的設備として竣工し、一般廃棄物処理施設の耐用年数20年を経過した平成28年度から令和元年度まで大規模改修工事を実施し、令和8年度までの施設延命化を図っています。

しかしながら、施設の老朽化が進んでいることから、現施設に隣接する土地に新しく施設を整備することとし、令和14年4月稼働を予定に進めています。

第1節 ごみ区分と収集体制

(1) 収集体制

① 収集区域の範囲

家庭系：委託収集 太子町内全域

揖龍衛生事務組合による委託収集

事業系：許可業者 太子町内全域

② 収集区分・回数・収集方法

収集区分	ごみの種類	回数	収集方法
事務組合の委託業者	普通ごみ	週2回	ステーション方式
	空き缶	月2回	ステーション方式
	空きビン	月2回	ステーション方式
	大型（粗大）ごみ	月1回	ステーション方式
	ペットボトル	月2回	ステーション方式
	プラスチック製容器包装	週1回	ステーション方式
	紙パック	月2回	ステーション方式
	紙製容器包装	月2回	ステーション方式
許可業者	事業系ごみ	随時	個別又は巡回収集

(3) 中間処理施設概要

施 設 名	揖龍クリーンセンター（エコロ）
管 理 主 体	揖龍保健衛生施設事務組合
構 成 市 町	たつの市・太子町
所 在 地	たつの市揖西町前地513番地1
敷 地 面 積	37,213m ²
共 用 開 始	平成9年4月
ごみ処理施設	施設面積：処理棟（地上6階、地下2階）3,598m ² 建築延床面積 10,676m ² 管理棟（地上2階）262m ² 建築延床面積465m ² 処理方式：全連続高温溶融方式 施設規模：120 t /日 (60 t ×2基)
排 ガ ス 処 理	ろ過式集じん器、脱HCl装置、脱NOx装置
粗大ごみ処理施設	施設規模：33 t /日 施設内容：二軸粉碎機 5.8 t /日 空缶圧縮機 11.6 t /日 ビン類屋外貯留 15.6 t /日
ス ト ッ ク ヤ ー ド	施設面積：810m ²

④ 最終処分場施設概要

各自治会の溝掃除又は家庭から排出される土砂・瓦礫等の廃棄物は、上太田瓦礫処分場で埋立処分しています。管理については業者委託とし、搬入量 100 kg ごとに 600 円の処理手数料を徴収しています。（搬入量 50 kg までは無料）なお、大阪湾フェニックス計画に基づき、予算と残余容量に応じて土砂・瓦礫類の廃棄物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出しています。

【上太田瓦礫処分場搬入実績】

区分／年度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量 (kg)	有料	234,300	318,650	216,100	7,100	7,300	8,300	13,600	13,200	12,300	8,000	11,000
	減免	256,980	251,460	249,250	287,935	246,780	271,650	199,500	251,550	280,450	266,900	203,020
	合計	491,280	570,110	465,350	295,035	254,080	279,950	213,100	264,750	292,750	274,900	214,020
件数	有料	148	172	162	39	47	32	46	54	48	33	49
	減免	341	318	340	548	511	527	476	555	475	650	558
	合計	489	490	502	587	558	559	522	609	523	683	607
手数料(円)		1,418,400	1,911,900	1,296,600	42,600	43,800	50,400	92,400	92,400	89,400	48,000	54,000
大阪湾 フェニックス へ搬出(t)		969	0	0	1,992	0	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度より事業系ごみの搬入不可を厳格化

第2節 ごみ処理方法

(1) 中間処理

一般廃棄物（ごみ）の中間処理は、土砂・瓦礫及び処理できないごみを除いて、揖龍クリーンセンターにて実施します。

① 普通ごみ

溶融処理し、溶融物は資源化します。

② 大型（粗大）ごみ

リサイクルできる金属類及び破碎機で破碎できないもの並びに処理できない危険物等を取り除き、破碎機で破碎処理をした後に溶融処理し、溶融物は資源化します。

③ カン

不純物を取り除き、磁力選別機で鉄及びアルミ缶に選別した後、圧縮減容処理し、再資源化のため事業者へ引き渡します。

④ ビン

色分別作業後、リサイクル協会に資源化を委託します。

⑤ ペットボトル

不純物を取り除き、圧縮減容後に一部を再資源化のため事業者へ引き渡します。

また、残りはリサイクル協会へ資源化を委託します。

⑥ プラスチック製容器包装

不純物を取り除き、圧縮減容後にリサイクル協会へ資源化を委託します。

⑦ 紙製容器包装

不純物を取り除き、ストックヤードに保管し、再資源化のため事業者へ引き渡します。

⑧ その他資源ごみ（新聞、雑誌、段ボール、布、紙パック）

ストックヤードにて選別作業後、保管したうえで再資源化のため事業者へ引き渡します。

⑨ 小型家電製品・金属類

普通ごみ及び大型ごみから、小型の家電製品及び金属類を分別・収集して再資源化のため事業者へ引き渡します。

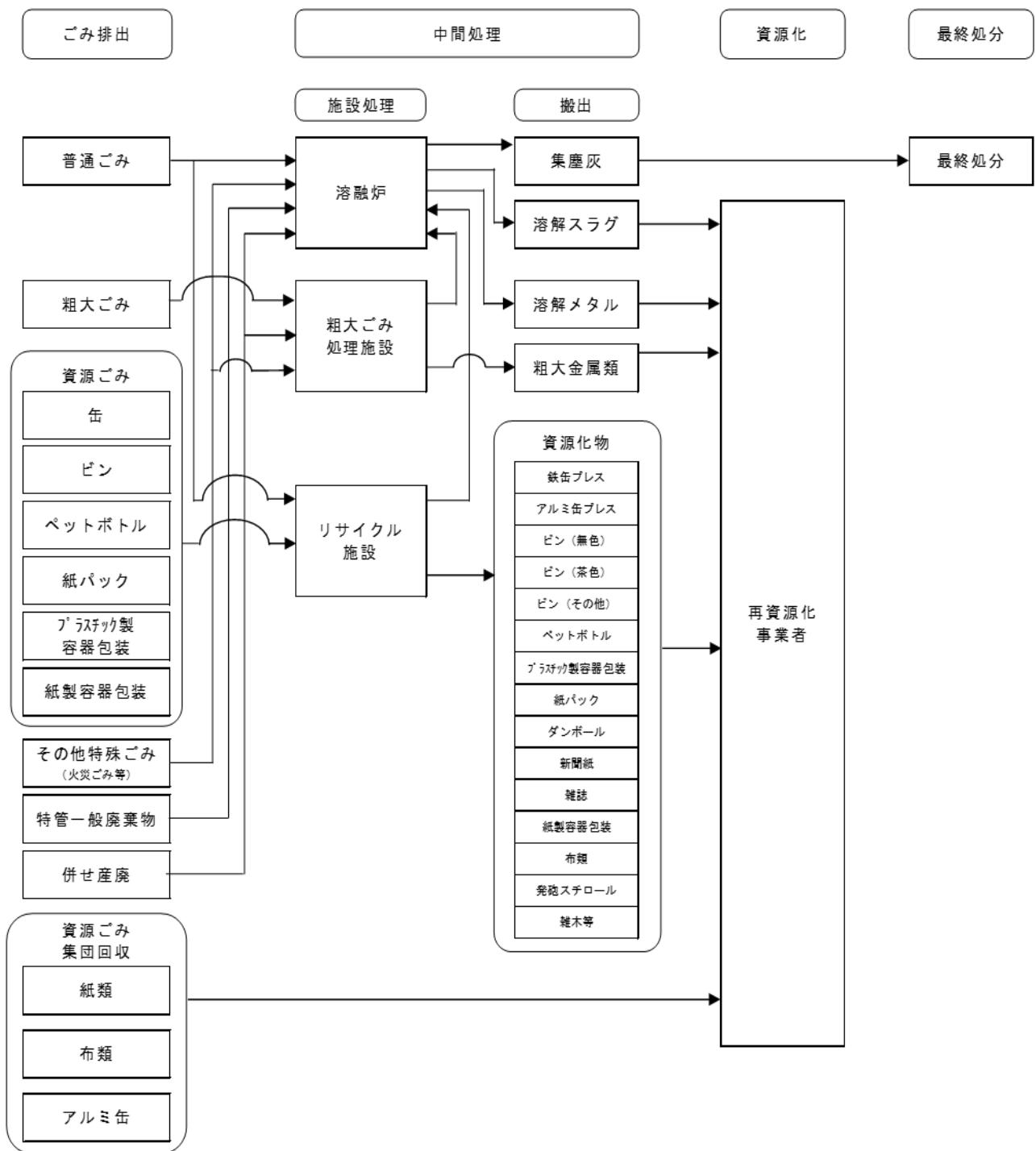
⑩ 雑木・剪定ごみ

雑木・剪定ごみについては、通年、国土交通省及び県土木等発注の除草作業等に係る草、生木等の搬入時期が集中するため、圏域内の事業者へ再資源を依頼します。

⑪ その他特殊ごみ

管理者が搬入を認めた不法投棄等のごみについては、溶融処理し溶融物は資源化します。

(2) 処理フロー図



第3節 ごみ排出量実績の推移

平成26年度から令和5年度までの太子町管内分のごみ排出量を図に示しています。令和5年度のごみ排出量（普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみなど）は平成26年度比で15.9%減少しています。

また、家庭系ごみ、事業系ごみは、ともに減少傾向にあり、それぞれ13.6%の減、22.1%の減となっています。

ごみ排入量の推移

(単位:t)

区分 / 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通ごみ	8,673	8,219	8,450	8,393	8,111	8,080	7,932	7,975	7,863	7,668
資源ごみ	451	443	428	427	413	406	415	415	411	402
粗大ごみ	597	659	624	616	621	685	747	807	755	748
ガレキ・ブロック等	491	570	465	295	254	279	213	264	292	274
集団回収	992	920	851	787	760	676	437	470	516	455
産業廃棄物	245	438	363	350	347	241	66	73	56	49
その他特殊ごみ	4	2	1	2	2	21	1	30	2	38
計	11,453	11,251	11,182	10,870	10,508	10,388	9,811	10,034	9,895	9,634

内 家庭系

(単位:t)

区分 / 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通ごみ	5,893	5,821	5,817	5,794	5,738	5,856	5,838	5,720	5,593	5,403
資源ごみ	451	443	428	427	413	406	415	415	411	402
粗大ごみ	512	549	530	527	576	619	713	712	661	674
ガレキ・ブロック等	491	570	465	295	254	279	213	264	292	274
集団回収	992	920	851	787	760	676	437	470	516	455
計	8,339	8,303	8,091	7,830	7,741	7,836	7,616	7,581	7,473	7,208

内 事業系

(単位 : t)

区分 / 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通ごみ	2,780	2,398	2,633	2,599	2,373	2,224	2,094	2,255	2,270	2,265
粗大ごみ	85	110	94	89	45	66	34	95	94	74
産業廃棄物	245	438	363	350	347	241	66	73	56	49
その他特殊ごみ	4	2	1	2	2	21	1	30	2	38
計	3,114	2,948	3,091	3,040	2,767	2,552	2,195	2,453	2,422	2,426

第4節 容器包装廃棄物の分別収集の推進

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条の規定に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより容器包装廃棄物の減量及び資源循環型社会の構築を目指します。

(1) 基本的方向

- ①町民憲章に定める「清潔で、美しい環境の町をつくりましょう」の実践
- ②ごみの排出抑制とリサイクルを主とした資源循環型社会の構築
- ③町民・事業者・行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ④リサイクル型の分別収集体系の整備

(2) 対象品目

スチール缶、アルミ缶、ビン（無色・茶色・その他）、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装の8種類とします。

(3) 収集分別

- ①スチール缶とアルミ缶は空き缶として一括収集し、揖龍クリーンセンターにおいて、分別します。
- ②ビンは一括収集し、揖龍クリーンセンターにおいて色分別します。
- ③段ボールは各種団体が取り組む集団資源回収により事業者に引渡して処分します。

容器包装廃棄物排出量見込み内訳

(単位:t)

容器包装廃棄物項目	R5	R6	R7	R8	R9
スチール製容器	55.1	54.5	53.7	53.4	53.2
アルミ製容器	52.7	52.1	51.3	51.0	50.9
無色ガラス製容器	129.8	128.4	126.5	125.8	125.4
茶色ガラス製容器	94.3	93.2	91.9	91.4	91.1
その他ガラス製容器	38.0	37.5	37.0	36.8	36.7
飲料用紙パック容器	47.8	47.2	46.6	46.3	46.1
段ボール	312.3	308.8	304.4	302.6	301.6
その他紙製容器包装	284.1	281.0	277.0	275.3	274.4
ペットボトル	90.6	89.6	88.3	87.8	87.5
その他プラスチック製容器包装	567.0	560.7	552.7	549.5	547.7
うち白色トレイ	12.2	12.1	11.9	11.9	11.8
容器包装廃棄物 合計	1,671.7	1,653.0	1,629.4	1,619.9	1,614.6

引用：第10期太子町分別収集計画より

第5節 ごみ減量化・資源化の施策

本町が実施しているごみ減量化・資源化の主な施策を次に示します。

(1) 資源ごみ集団回収運動奨励金事業

紙類（新聞・雑誌・段ボール）及び布類を集団回収する自治会・子供会等の団体に1kgにつき5円を助成しています。

資源ごみ集団回収実績推移

(単位: kg)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	新聞	626,194	579,640	532,770	471,110	446,890	381,610	226,160	244,790	264,830	235,875
	雑誌	145,485	132,800	118,970	112,930	113,170	105,810	70,920	76,980	89,090	74,350
	段ボール	103,993	99,050	95,610	91,390	89,430	80,760	54,850	57,525	70,410	63,790
	小計	875,672	811,490	747,350	675,430	649,490	568,180	351,930	379,295	424,330	374,015
布類	105,375	97,810	94,530	98,430	102,260	101,320	80,910	85,920	86,570	76,810	68,180
アルミ缶	11,328	10,453	9,291	12,704	8,363	7,032	4,343	4,898	5,181	4,442	4,397
計	992,375	919,753	851,171	786,564	760,113	676,532	437,183	470,113	516,081	455,267	392,627

※平成20年度より単価5円から4円に改定

※平成29年度より単価4円から3円に改定

※令和2年度より単価3円から5円に改定

(2) 家庭不用品ゆずりあい制度

家庭で使わない品物（家具・ベビー用品・自転車・台所用品等）のリユースで有効活用を図っています。

家庭不用品ゆずりあい活用件数 (単位: 件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
登録件数	3	1	8	2	0	0	0	0	0	0	0
制約件数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) レジ袋削減推進運動

ごみ減量化及び資源の有効活用促進のため、レジ袋無料配布中止に係る協力店舗を募集し、事業者・消費者協会・町の3者で「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結することによりマイバック持参率の向上を推進しています。

レジ袋削減結果表

区分 / 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
削減枚数	260万枚	395万枚	376万枚	360万枚	301万枚	305万枚	320万枚	391万枚	387万枚	382万枚	378万枚
原油削減量	47.6kℓ	72.3kℓ	68.8kℓ	65.9kℓ	55.1kℓ	55.8kℓ	58.5kℓ	71.5kℓ	70.8kℓ	69.9kℓ	69.1kℓ
削減効果（ドラム缶）	238本	362本	344本	330本	276本	279本	292本	357本	354本	349本	345本

※削減枚数はレジにて配布しなかった枚数を計上

※レジ袋1枚の原油使用量=約18.3ml

※ドラム缶1本=200ℓ

(1) ごみ処理施設見学会

町内小学生が授業の一環として、ごみ処理施設（揖龍クリーンセンター）での社会科見学を行い、家庭ごみが処理されていく仕組み、ごみの資源化や減量化への取組みなどを認識し、循環型社会形成への意識を啓発しています。

(2) 廃食油回収事業

家庭から出る廃油を自治会ごとに事業者が回収し、バイオディーゼル燃料に再利用しています。

廃食油回収実績

(単位：ℓ)

区分/年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
斑鳩地区	578	638	619	702	151	144	78	64	60	49	50
石海地区	1,102	1,110	1,155	1,172	228	219	125	120	114	91	101
太田地区	1,932	1,758	1,486	1,552	443	437	358	296	273	278	232
龍田地区	845	820	924	892	252	250	149	139	149	110	97
計	4,457	4,326	4,184	4,318	1,074	1,050	710	619	596	528	480

第6節 ごみ処理の課題

1 ごみの排出に関する課題

(1) ごみの減量化

大半を占める普通ごみについては、年々減少傾向にあるものの、更なるごみの減量化は環境負荷の低減やごみ処理費用の削減に繋がることから、長期的に推進する必要があります。

(2) ごみの分別

普通ごみの中には、古紙や古布等、資源化可能なものが混入しています。資源化の推進とごみ排出量を減らすために、ごみの分別に対して更に周知徹底する必要があります。

(3) 収集方法

廃エアゾール製品や廃カセットボンベの処理については、国より穴開け不要とする方針が示されていますが、収集車内での爆発事故の懸念から、現時点では穴開けを周知しています。収集方法等の安全対策を構築したうえで穴開け不要とする処理体制に移行する必要があります。

(4) ごみステーションの管理

ごみステーションの管理については、地元自治会が当番制による清掃や見守りなど積極的に活動しています。今後もごみステーション管理に必要な資材の提供を継続し、併せて住民一人ひとりの排出マナーの向上に向けた普及啓発運動を実施する必要があります。

(5) ごみ処理手数料の徴収

国では、ごみの排出抑制や再生利用の推進、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び意識改革を進めるため、ごみ処理の有料化を推進する考えを示しています。本町においては、揖龍クリーンセンターへの直接搬

入について有料としていますが、今後は必要に応じて手数料の見直しを検討する必要があります。

2 ごみの資源化に関する問題

(1) 集団回収量の減少

本町の集団回収は、ごみの減量化及び資源の有効利用をより活性化するとともに、環境問題に対する住民意識の向上を目的とし、主に自治会や子ども会が中心となって実施しています。過去 5 年間の回収実績は減少傾向であり、令和 5 年度の回収量は平成 31 年度と比較すると▲32.7% となっています。

ごみステーションへの排出が困難な住民への支援施策の一面もあることから、今後も継続していく方策を検討する必要があります。

(2) 小型家電のリサイクルの普及・推進

平成 25 年度の小型家電リサイクル法の施行に伴い、分別収集等により認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すなど、積極的な普及・推進が求められていますが、現状では普通ごみ、粗大ごみによる廃棄や販売店での有料廃棄が主体となっており、リサイクルの普及・推進体制を検討する必要があります。

(3) 食品ロス削減の推進

国が定める第五次循環型社会形成推進基本計画では「国連の持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ 2030 年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められています。本町でも他の地方自治体と連携のもと食品ロスの削減に向けた施策を検討する必要があります。

3 ごみ処理施設に関する課題

(1) 摂龍クリーンセンターの施設整備

平成9年3月に竣工した揖龍クリーンセンターは平成19～20年度に1回目、平成28年～令和元年度に2回目の大規模整備を実施し延命化を図っておりますが、施設の老朽化に伴い令和14年4月稼働を予定として新施設の整備を進めており、今後の運営方針やサービス向上等についても検討する必要があります。

(2) 最終処分場の維持管理

本町の上太田瓦礫処分場は一般家庭から排出された無害の瓦礫等を搬入し、受入可能となる残余容量が減少した際は、大阪湾埋立処理場への搬出を実施しています。また、当施設は本町唯一の安定型最終処分場であることから、災害時にも災害廃棄物の一時仮置き場として重要な拠点となることが想定されるため、長期間の安定運営を推進する必要があります。

4 その他ごみの適正処理に関する課題

(1) 再生利用品の需要拡大

循環型社会の形成においては、ごみの中から資源化可能なものを増やすことで資源化率を向上させることと同様に、再生利用品が優先して使用されるよう普及・啓発していくことも重要視されています。本町においても、住民や事業者の環境意識向上のため、再生利用品の需要拡大に向けた取組を検討する必要があります。

(2) 不法投棄の防止

本町では不法投棄防止対策として防止看板の設置やパトロール等を実施していますが、依然として高架線沿いやごみステーションなどで不法投棄が発生しています。自治会、警察、行政が連携を図り通報体制の確立や不法投棄の未然防止に係る対策を検討する必要があります。

第7節 災害廃棄物対策

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた初動時の災害応急対応については、近年の水害、地震等の経験を踏まえ策定された、国の災害廃棄物対策指針、兵庫県災害廃棄物処理計画、太子町地域防災計画、太子町災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物対策を推進します。

(1) 組織

災害対策基本法第23条の2に基づく太子町災害対策本部を設置後、被災地域の廃棄物処理計画及び処理体制は民生部環境班（生活環境課）が担い、関係機関、一般廃棄物収集委託業者と連携しながら迅速かつ効率的に処理を図ります。

(2) 周辺自治体との支援体制の確立

災害により町単独では処理が困難な場合は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定、災害時の廃棄物処理に関する応援協定に基づき、広域的な処理体制を構築します。

(3) 災害廃棄物の分別

災害時には、様々な種類を含む廃棄物が一度に大量に発生するため、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止が重要となります。また、可燃物、家電、コンクリート片など搬入時から分別して保管することにより、処理期間の短縮、コスト面、広域処理などの面でも有利となるため、通常分別よりも細分化した12分別を推奨します。ただし、災害の規模や廃棄物の発生量などの状況によっては、隨時方針を見直し、処理体制が円滑に進むよう柔軟に対応します。

①可燃系混合物



繊維類、紙、プラスチックなどが混在した可燃系廃棄物

②不燃系混合物



分別することのできない細かなコンクリート、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃系の廃棄物

③コンクリート系混合物



コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなどの不燃系廃棄物

④木質系混合物



柱、梁、壁材などの廃木材

⑤廃家電等



家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）やその他の小型家電などの廃家電

⑥処理困難物



布団、マットレス など

⑦金属系混合物



鉄骨、鉄筋、アルミ材 など

⑧廃自動車等



自動車、自動二輪車、原動機付自転車 など

⑨処理困難物



廃棄 など

⑩危険物・有害物質等（消火器等）



消火器、太陽光パネル、蓄電池 など

⑪危険物・有害物等（油類）



灯油、廃油、劇薬、PCB汚染物質、
水銀含有物 など

⑫危険物・有害物質等（ガス類）



ガスボンベ、スプレー缶 など

分別後の状態



(4) 災害廃棄物処理見込量

災害時における災害廃棄物処理見込量は「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」で示されている震災廃棄物発生量を見込むものとします。

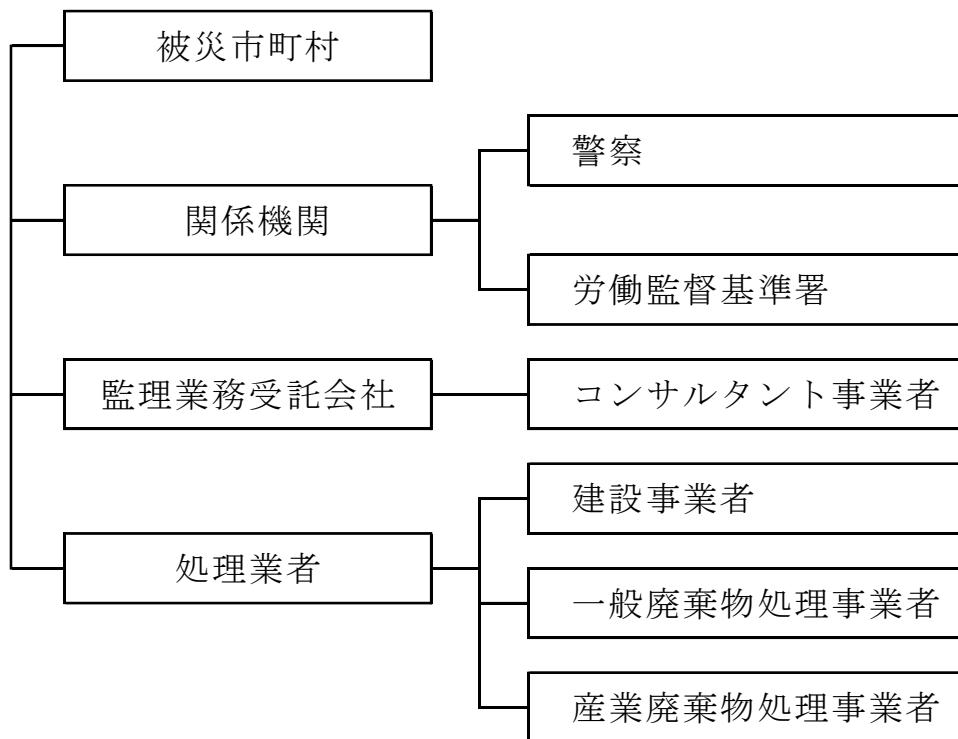
主な被害（太子町）

外力情報		発災時刻		
		冬5時	夏12時	冬18時
震度別面積率（%）		震度7 0.0	震度5強 46.6	
震度6強		0.0	震度5弱以下 0.0	
震度6弱		53.4		
最大津波水位（T.P. (m)）		—		
1m津波の到達時刻（分後）		—		
浸水面積（ha）	計		1m以上	—
〔津波ケース1 (越流時破堤あり)〕	5m以上 3m以上	— —	0.3m以上 0.3m未満	— —
被害情報		発災時刻		
原因別建物全壊棟数 (棟)		冬5時	夏12時	冬18時
計		29	29	29
揺れ		22	22	22
液状化		3	3	3
火災		0	0	0
土砂災害		4	4	4
津波		0	0	0
原因別建物半壊棟数 (棟)		冬5時	夏12時	冬18時
計		513	513	513
揺れ		394	394	394
液状化		110	110	110
土砂災害		9	9	9
津波		0	0	0
原因別死者数 (人)		冬5時	夏12時	冬18時
計		1	1	1
揺れ		1	1	1
(うち屋内収容物落下等)		(0)	(0)	(0)
火災		0	0	0
土砂災害		0	0	0
津波		0	0	0
ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	0
交通（道路）		0	0	0
原因別負傷者数 (人)		冬5時	夏12時	冬18時
計		74	55	55
揺れ		74	55	54
(うち屋内収容物落下等)		(1)	(0)	(1)
土砂災害		0	0	0
津波		0	0	0
ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	0
交通（道路）		0	0	0
原因別重傷者数 (人) (負傷者数の内数)		冬5時	夏12時	冬18時
計		2	3	2
揺れ		2	3	2
(うち屋内収容物落下等)		(0)	(0)	(0)
土砂災害		0	0	0
津波		0	0	0
ブロック塀等の転倒、落下物		0	0	0
交通（道路）		0	0	0
避難者数 (人)		冬5時	夏12時	冬18時
当日		123	124	124
1日後		123	124	124
1週間後		119	120	120
1ヶ月後		62	62	62
帰宅困難者数（人）		冬5時	夏12時	冬18時
当日		—	1,262	885
1日後		7,882	7,882	7,882
下水道支障人口（人）		冬5時	夏12時	冬18時
当日		580	580	580
停電（軒）		冬5時	夏12時	冬18時
当日		0	0	0
通信支障回線（回線）		冬5時	夏12時	冬18時
当日		41	41	41
復旧対象となる ガス供給停止（戸）		冬5時	夏12時	冬18時
当日		0	0	0
災害廃棄物等 (千トン)		冬5時	夏12時	冬18時
計		4~ 4	4~ 4	4~ 4
災害廃棄物		4	4	4
津波堆積物		0	0	0

出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定より

(5) 災害廃棄物処理事業の進捗管理

災害による被害状況に応じた災害廃棄物処理事業を実施します。実施にあたっては、専門職員が不足する場合、コンサルタント事業者への委託も含め進捗管理を慎重に検討し、処理が長期間にわたる場合は、総合的、計画的に処理を進める観点から、関係機関と連絡会を設置するなど、全体の進捗管理を行います。



引用:災害廃棄物対策指針(環境省環境再生・資源循環局作成)

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

ごみの排出抑制、資源化、再生利用及び適性処理のあり方とその方向性を示すにあたり、本町のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように設定します。

【基本方針1 循環型社会形成の推進】

Reduce（リデュース）：発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再利用の3Rに基づく持続可能な社会づくりを推進します。

【基本方針2 協働によるごみ減量化への取組推進】

住民・事業者・行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解のもと、協働による取組みを推進します。

【基本方針3 ごみ処理施設の最適な処理体制構築】

廃棄物を環境に配慮しながら適正に安定的かつ安全に運営できる処理システムを構築します。

第2節 目標値及び基本施策の設定

【基本方針1 循環型社会形成の推進】に関する施策

施策1 ごみの分別制度の向上

ごみの分別区分や出し方について、英語やイラストを表記することにより、多くの人が分かりやすいデザインを研究します。

また、AI技術を活用したチャットボットを導入し、ごみの出し方などの利便性の向上を目指します。

重要業績評価指標（KPI）	R6.3.31 現在	目標値
ごみのリサイクル率	20.9%	23.0%

※目標値は第6次太子町総合計画後期基本計画より

施策 2 資源ごみ集団回収運動奨励金事業の継続及び拡充の検討

回収量が令和 5 年度は平成 31 年度比で▲32.7%となっており、申請件数については▲1 件と年々縮小傾向にあります。資源ごみ集団回収運動奨励金事業の継続はごみの減量化や資源物の有効利用だけでなく、住民の環境意識の向上やコミュニティ活動振興にも寄与しており、複合的な効果をもたらす施策であることを鑑み、奨励金単価の適正化についても検討します。

重要業績評価指標 (KPI)	R6.3.31 現在	目標値
助成申請件数	174 件	200 件

施策 3 ボランティア清掃活動の支援

清潔で快適な地域環境を維持するため、自治会、PTA 等が公共の場所（道路、公園、水路など）をボランティアで清掃活動する場合に、ごみ袋の無料配布や清掃用具の貸出しを実施し、積極的に支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	R6.3.31 現在	目標値
支援申請件数	4 件	10 件

施策 4 ごみステーションの適正な管理

各自治会が管理しているごみステーションについて、資材等を充実し、設置・維持・管理を住民と行政が連携して実施できるよう、適正な管理体制を継続します。

施策 5 指定ごみ袋の見直し

指定ごみ袋の値段は他団体に比べ非常に安価に設定されているため、ごみ処理費用の安定財源確保とごみ処理問題への意識向上を目的に指定ごみ袋の値段の適正化を検討します。

施策 6 環境学習・環境教育の推進

ESD（持続可能な開発のための教育）を踏まえ、住民にごみの減量やリサイクル意識を定着させるため、学校と連携した環境教育施策を推進します。

【基本方針 2 協働によるごみ減量化への取組推進】に関する施策

施策 1 災害時における事業者との連携強化

災害時に発生する災害廃棄物の仮置場が不足する事態も想定されることから、一時的に事業者の空き用地を使用するなどの連携を検討します。

施策 2 小型家電リサイクルの促進

小型家電リサイクル法認定事業者との宅配回収協定を町が締結し、安心して安全な新たな回収ルートを構築します。また、東京 2020 オリンピック大会のメダルをリサイクルで作る『都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト』のアフタープロジェクトとして携帯電話・スマートフォン回収ボックスを新たに設置します。

重要業績評価指標 (KPI)	R6.3.31 現在	目標値
宅配回収実績	—	30 件
回収ボックス配置数	2 件	6 件

施策 3 関係機関との連携による不法投棄の抑制

不法投棄の未然防止を図るため、関係機関と連携し、不法投棄多発地区での監視パトロールの実施や自治会に対して不法投棄警告看板の提供など、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	R6.3.31 現在	目標値
不法投棄通報対応件数	9 件	7 件

施策 4 事業者との連携による食品ロス解消

フードドライブを推進する事業者と連携し、NPO 法人や福祉団体を通じて集められた食品を施設やこども食堂にて活用していただき、食品ロスの解消を推進します。

【基本方針 3 ごみ処理施設の最適な処理体制構築】に関する施策

施策 1 次期廃棄物処理施設の整備

持続可能な適正処理の確保に向けた安定的かつ効果的な施設運営及び運営ができる廃棄物処理施設として、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用した新たな廃棄物処理施設の整備構想方針を揖龍保健衛生施設事務組合及びたつの市と決定し、令和 14 年度の供用開始を目指します。

施策 2 最終処分場の安定運営化の検討

大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）において、神戸沖に新たな埋立処分場を整備する第三期計画の具体化に向けた環境影響評価等が進んでいます。概ね 20 年程度の受入が見込まれていることから、本町においても上太田瓦礫処分場から搬出する廃棄物量を的確に捉え、処理先を確保します。

また、上太田瓦礫処分場の一部が借地であることから、安定運営の観点から用地買収も視野に最適な運営方法を検討します。

施策 3 一般ごみ収集業務委託における競争入札制度の検討

平成 20 年 6 月 19 日付環廃対発第 080619001 号通知をもって、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長よりごみ処理基本計画の策定に当たっての指針として、市町村は経済性の確保等よりも業務の確実な履行を重視するよう明記されており、平成 26 年 1 月 28 日付最高裁判決によって『一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていない』と判断されています。よって、本町におけるごみ排出量に対して収集運搬許可業者の処理能力が上回っている現状を鑑み、新規事業者の収集運搬許可は行いません。

しかし、家庭系ごみの収集業務委託の公平性・透明性を確保することも重要な視点であることから、制限を付した競争入札の実施など、多様な方策を引き続き検討します。

施策 4 ごみ処理手数料の見直し検討

引越しや大掃除による一時多量ごみや事業系ごみについては、揖龍クリーンセンターへ直接搬入されており、10 キロにつき 150 円（事業系ごみについては、100 kg 未満 1,500 円）徴収していますが、今後の施設整備や資源高騰などに対応するため、近隣市町の手数料を参考にし、必要に応じて手数料の見直しを検討するよう揖龍保健衛生施設事務組合に要請します。

第3節 将来予測

(1) 人口の将来予測

本計画における本町の将来人口は、厚生労働省の政策研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した日本の地域別将来推計の平成31年3月暫定版を基に、中間目標年度である令和6年度を32,899人、令和6年度見直しにより最終目標年度である令和11年度は31,911人とします。



出典：国立社会保障・人口問題研究「日本の地域別将来推計人口」より

※推計結果は10月1日現在の数値

※R5まではH30推計による数値

※R6以降はR5推計による数値

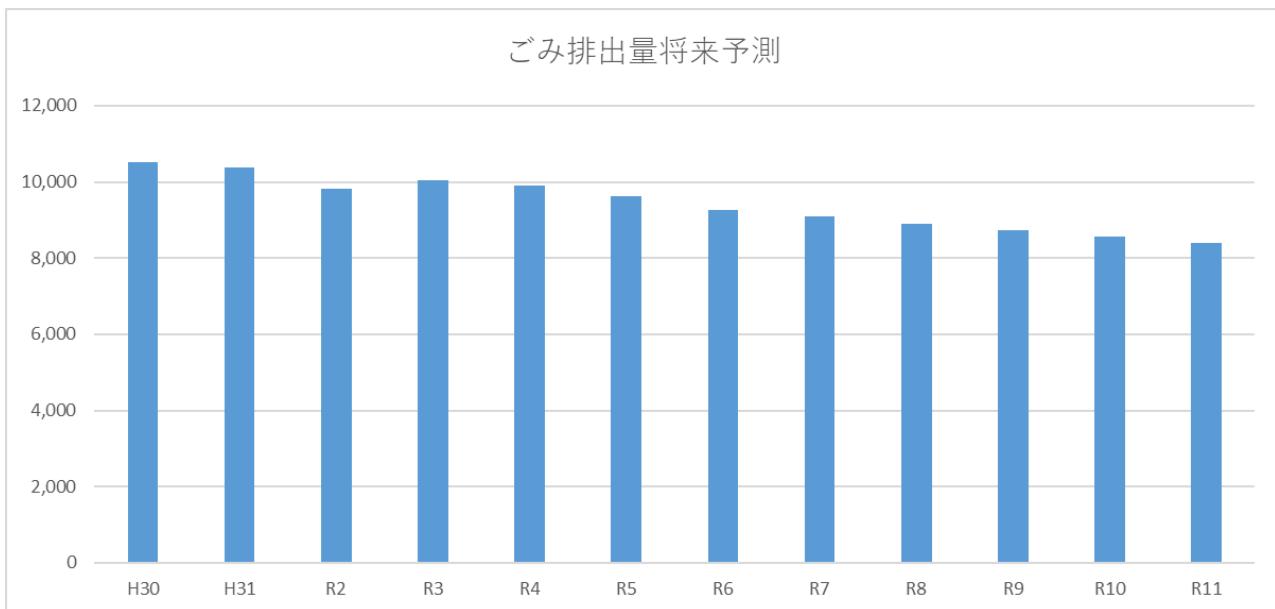
(2) ごみ排出量及び処理量の将来予測

ごみの排出に関しては、既存施策効果は継続するが、新たな施策効果の測定が困難なため、平成30年度から20年後の令和20年度に1人1日あたりのごみ排出量が5%削減されるものとした、長期的な視点を考慮した形で推計（トレンド予測）しています。

※トレンド予測とは、過去の実績値の増減傾向を基に、最小二乗法、等差級数法、等比級数法、対数回帰法等で推計するものです。なお、推計値が他の事例や過去の実績等と比較し、过大・過小とならないよう、適切な方法を選択します。

推計方法	考え方
最小二乗法等 差級数法等 比級数法	増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられ場合に採用
対数回帰法	増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用
平 均	長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大過小となるなど、推計が困難と判断される場合に採用
指 定 年	過去の実績値がない、あるいは分別区物の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならない場合に採用

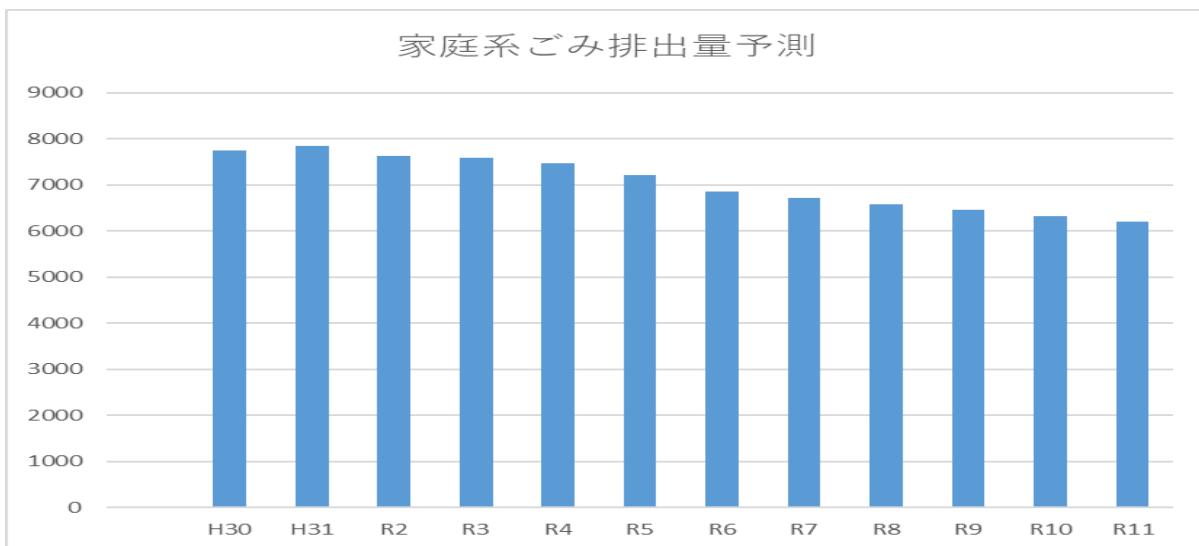
ごみ排出量予測



(単位: t)

区分/年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ごみ排出量	10,508	10,389	9,814	10,037	9,899	9,638	9,273	9,088	8,906	8,728	8,554	8,383

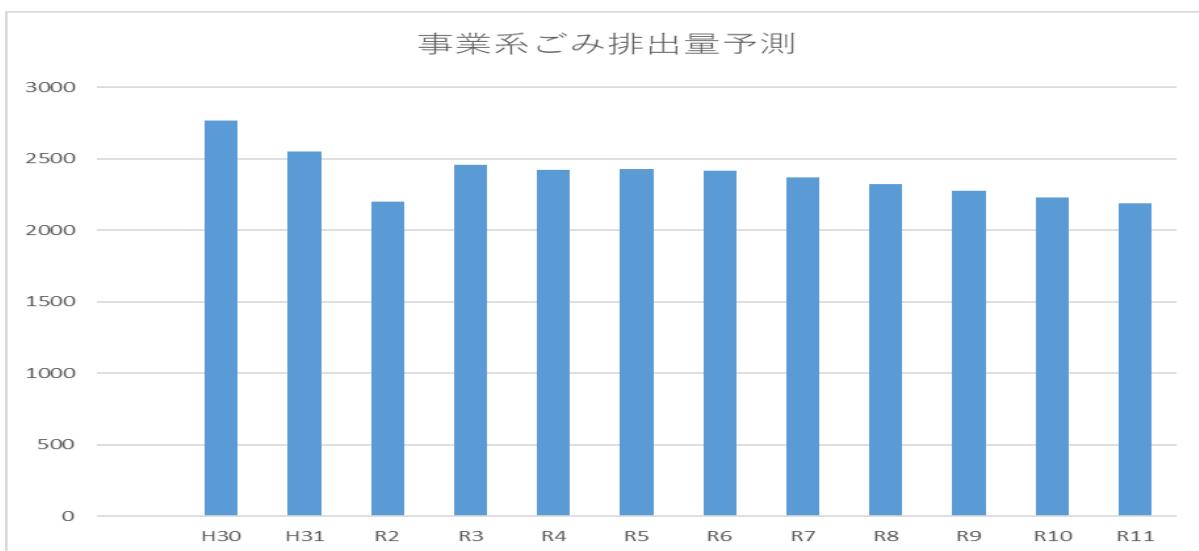
内 家庭系ごみ分



(単位 : t)

区分 / 年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
家庭系ごみ	普通ごみ	5,738	5,857	5,838	5,720	5,594	5,403	5,214	5,110	5,008	4,908	4,810	4,713
	資源ごみ	413	406	416	415	412	403	386	378	370	363	356	349
	粗大ごみ	576	619	713	712	661	675	648	635	622	610	598	586
	集団回収	760	677	437	470	516	455	393	385	377	369	362	355
	がれき等	254	278	213	265	293	275	214	210	206	202	198	194
家庭系ごみ合計	7,741	7,837	7,617	7,582	7,476	7,211	6,855	6,718	6,583	6,452	6,324	6,197	

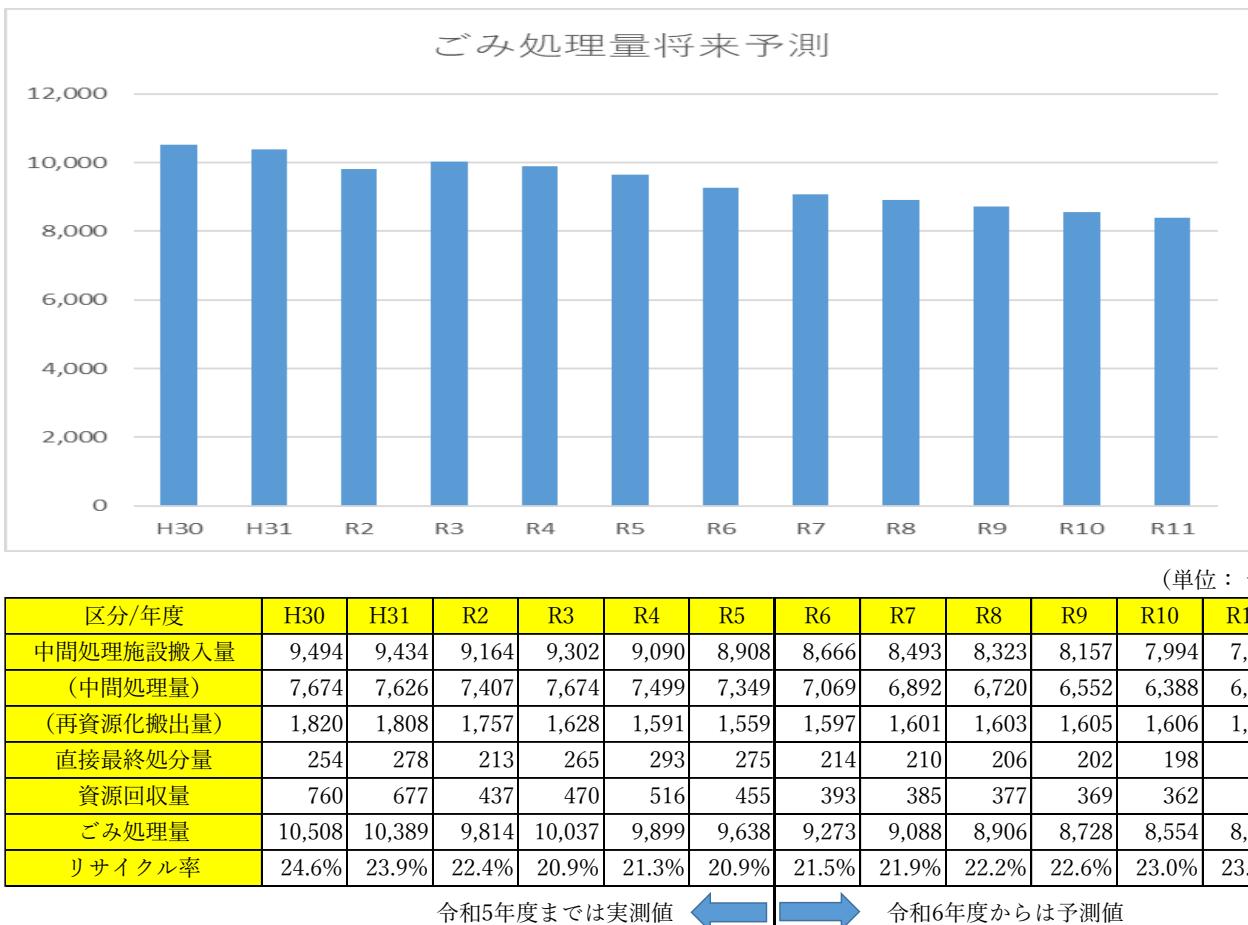
内 事業系ごみ



(単位 : t)

区分 / 年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業系ごみ	普通ごみ	2,373	2,224	2,095	2,255	2,270	2,265	2,277	2,232	2,187	2,143	2,100	2,058
	粗大ごみ	45	66	34	96	94	74	81	79	78	76	74	73
	産業廃棄物	347	241	67	74	57	49	58	57	56	55	54	53
	その他特殊ごみ	2	21	1	30	2	39	2	2	2	2	2	2
事業系ごみ合計	2,767	2,552	2,197	2,455	2,423	2,427	2,418	2,370	2,323	2,276	2,230	2,186	

ごみ処理量将来予測



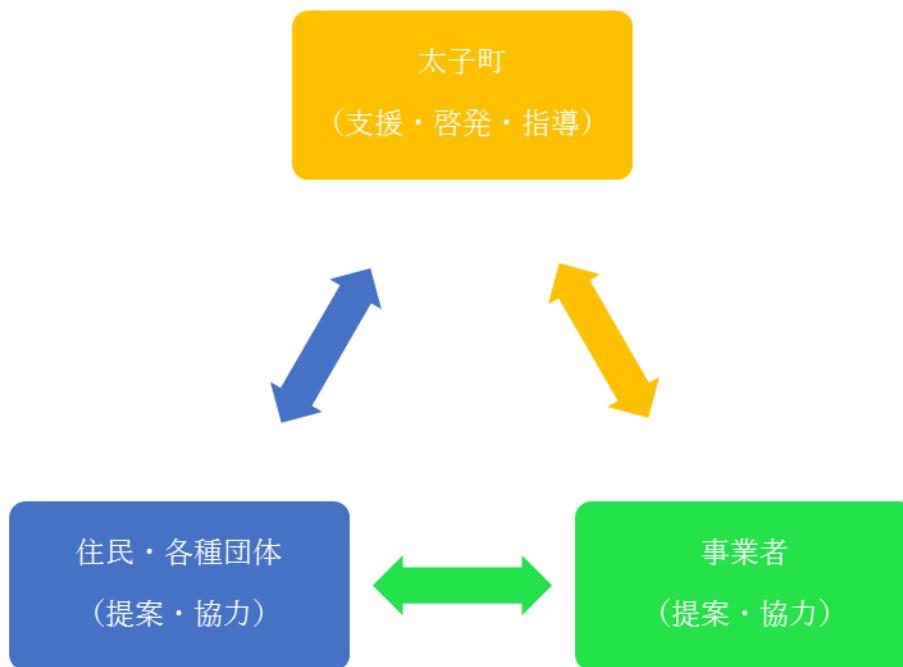
第4節 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画は、ごみの減量及び排出されたごみを最大限資源化するとともに、住民協働による取組みの推進体制を基本としています。

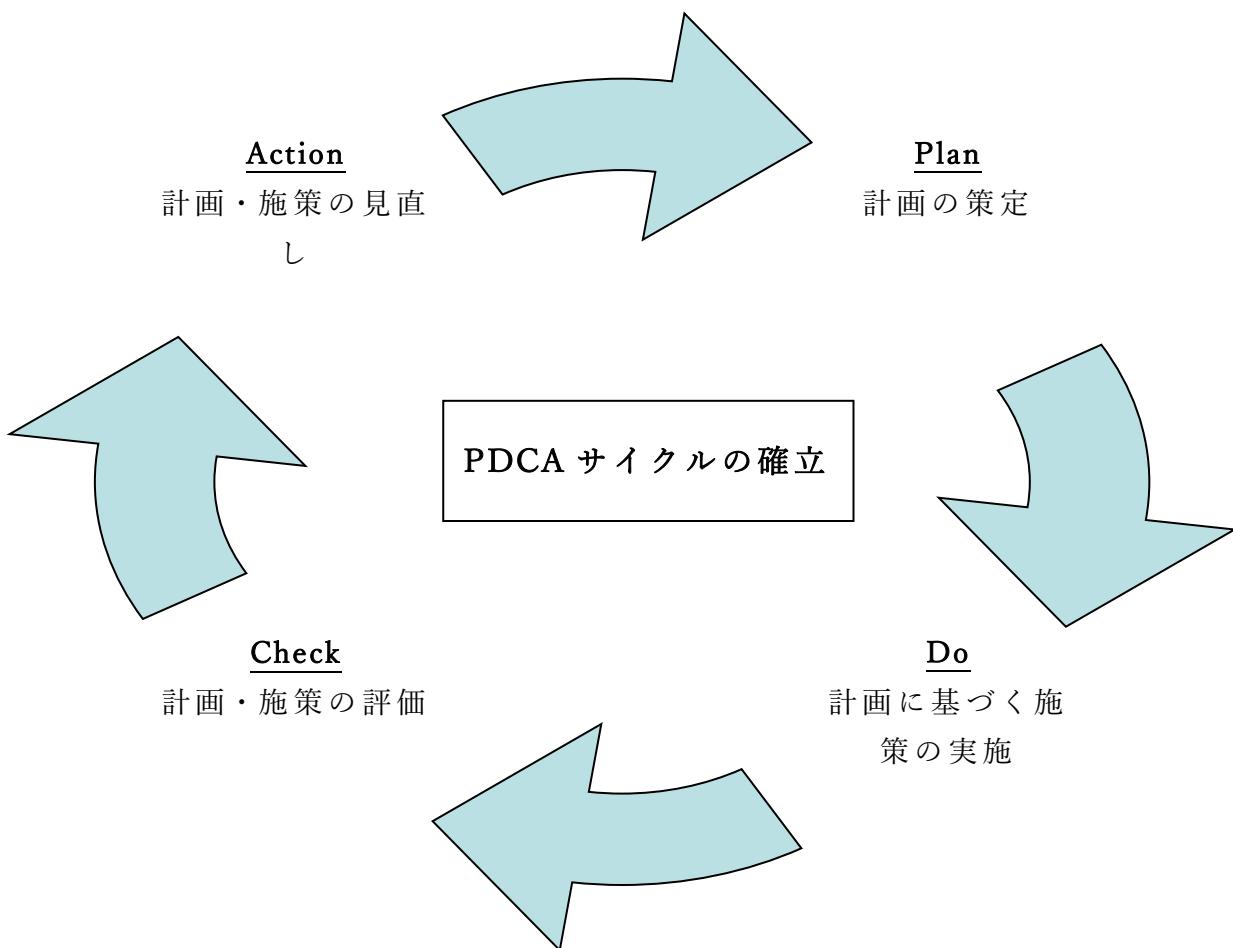
行政が主体のごみ処理を推進するのではなく、住民や事業者も一体となった協働による取組みが必要となります。住民・事業者・行政の三者がごみ処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の理念や目標などを共有し、互いに連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要です。

計画を推進するにあたっては、施策の進捗状況や達成状況を点検・評価する仕組みが必要となることから、計画の実施状況や見直し内容等については、広報やホームページを活用して広く住民や事業者に情報を公開し、それに対する意見を今後の施策に反映させていくこととします。



(2) 計画の進行管理

推進体制により「計画の策定 (Plan)」→「計画の実行 (Do)」→「点検・評価 (Check)」→「計画の見直し (Action)」のサイクルで、計画の継続的な改善を行います。



第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

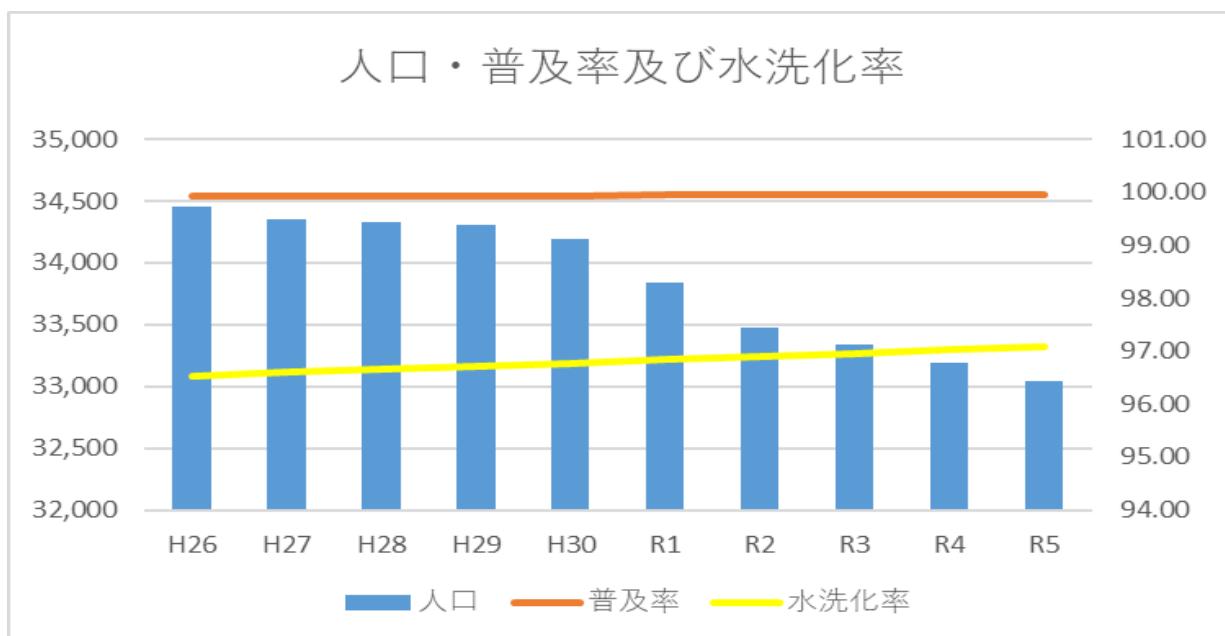
(1) 生活排水処理の概要

生活排水は、し尿（トイレの水）と生活雑排水（台所排水、洗濯排水、風呂排水等）の2つに大きく分類されます。

本町では公共下水道整備事業の進捗に伴い、ほとんどの生活排水を公共下水道で処理し、下水道水洗化率は97.08%に達し、残りは浄化槽及びし尿汲み取りで処理しています。

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口(人)	(1)	34,452	34,355	34,330	34,308	34,190	34,105	33,993	33,739	33,645	33,474
水洗化人口(人) (下水道)	(2)	34,427	34,330	34,305	34,284	34,166	34,087	33,975	33,721	33,627	33,457
普及率(%)	(2)/(1)	99.93	99.93	99.93	99.93	99.93	99.95	99.95	99.95	99.95	99.95
水洗化率(%)	(3)/(2)	96.54	96.60	96.66	96.72	96.78	96.84	96.90	96.96	97.02	97.08

※各年度3月31日現在の数値（上下水道事業所調べ）

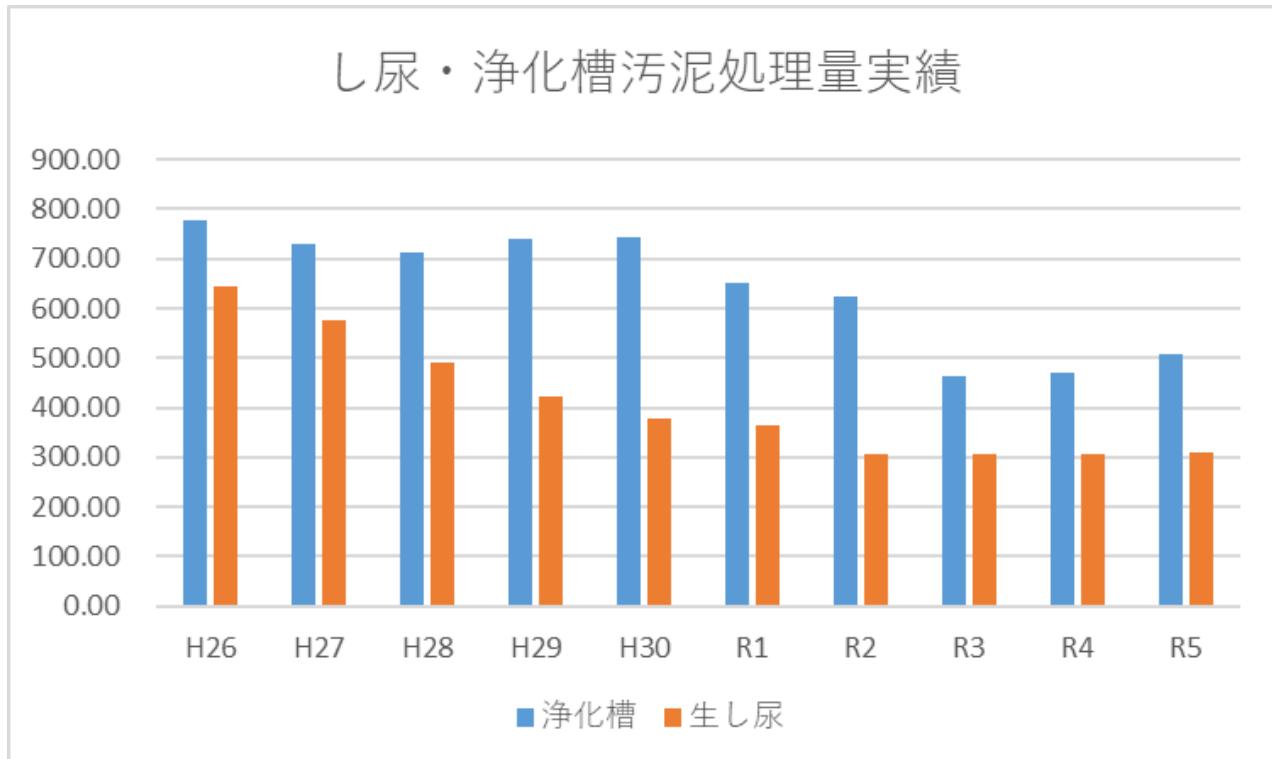


(2) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

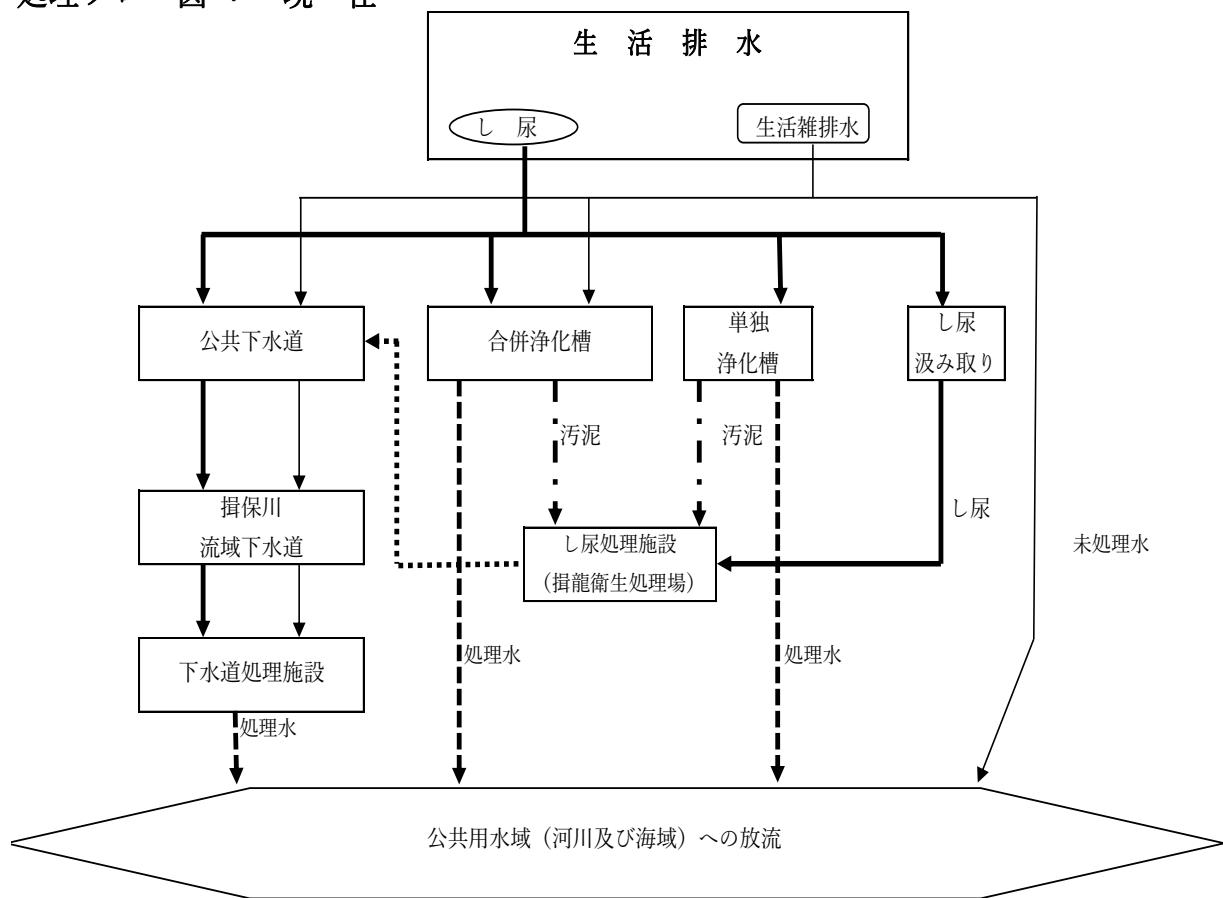
近年における本町のし尿汲み取り・浄化槽汚泥処理量は、減少傾向に推移しています。

(単位: kℓ)

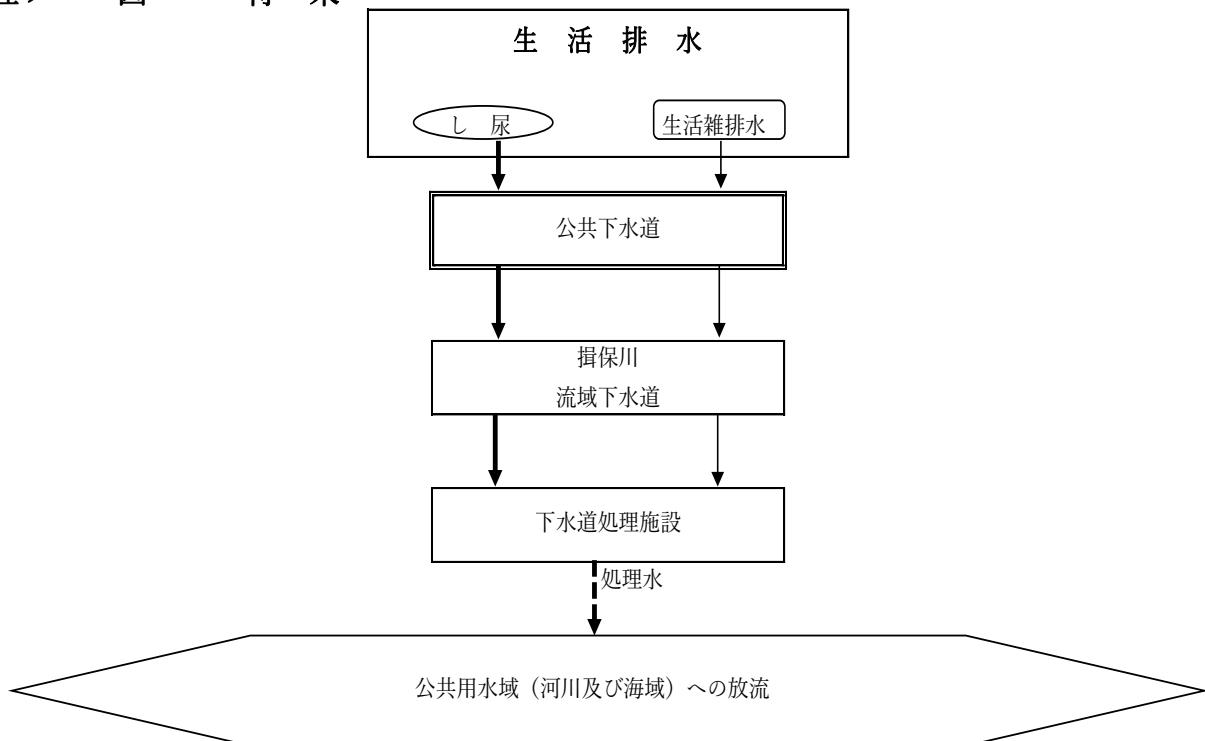
区分/年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
浄化槽	778.00	731.00	712.38	741.43	743.81	652.94	624.86	461.97	471.39	506.21
生し尿	644.00	576.00	490.80	420.75	378.18	364.17	307.26	306.81	306.90	310.86



処理フロー図：現在



処理フロー図：将来



し尿処理施設概要

施 設 名	揖龍衛生施設処理場
管 理 主 体	揖龍保健衛生施設事務組合
構 成 市 町	たつの市・太子町
所 在 地	たつの市揖西町佐江110番地1
敷 地 面 積	10,038m ²
竣 工 年 度	昭和57年3月
ごみ処理施設	<p>施設面積：建築延床面積802.83m² 延床面積1,936.21m² 地下水槽部1,590.15m²</p> <p>処理方式：前処理及び脱水処理したのち下水道排水</p>
処 理 能 力	29kℓ/日（し尿+汚泥）

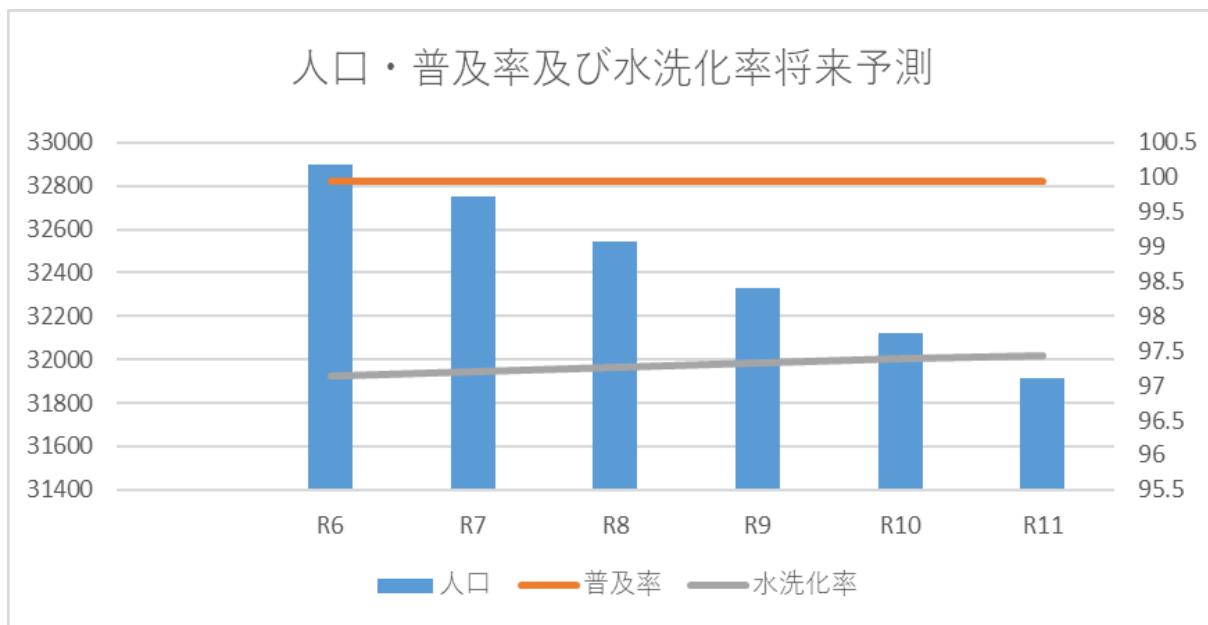
第2節 生活排水の将来予測

(1) 人口水洗化率の将来予測

本町では、ほぼ全域が下水道処理区域として整備されたため、今後も引き続き浄化槽又はし尿汲み取り槽からの切り替えを促進し、最終的にはすべての生活排水を下水道で処理することを目指します。

本町は、行政区域の全域を生活排水処理区域に設定しており、行政人口の減少による水洗化人口の自然減や公共下水道の新規接続によって、水洗化率は緩やかに上昇すると予測されます。

区分/年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
人 口 (人)	(1)	32,899	32,751	32,543	32,332	32,122	31,911
水洗化人口 (人) (下水道)	(2)	32,883	32,735	32,527	32,316	32,106	31,895
普 及 率 (%)	(2)/(1)	99.95	99.95	99.95	99.95	99.95	99.95
水洗化率 (%)	(3)/(2)	97.14	97.20	97.26	97.32	97.38	97.44

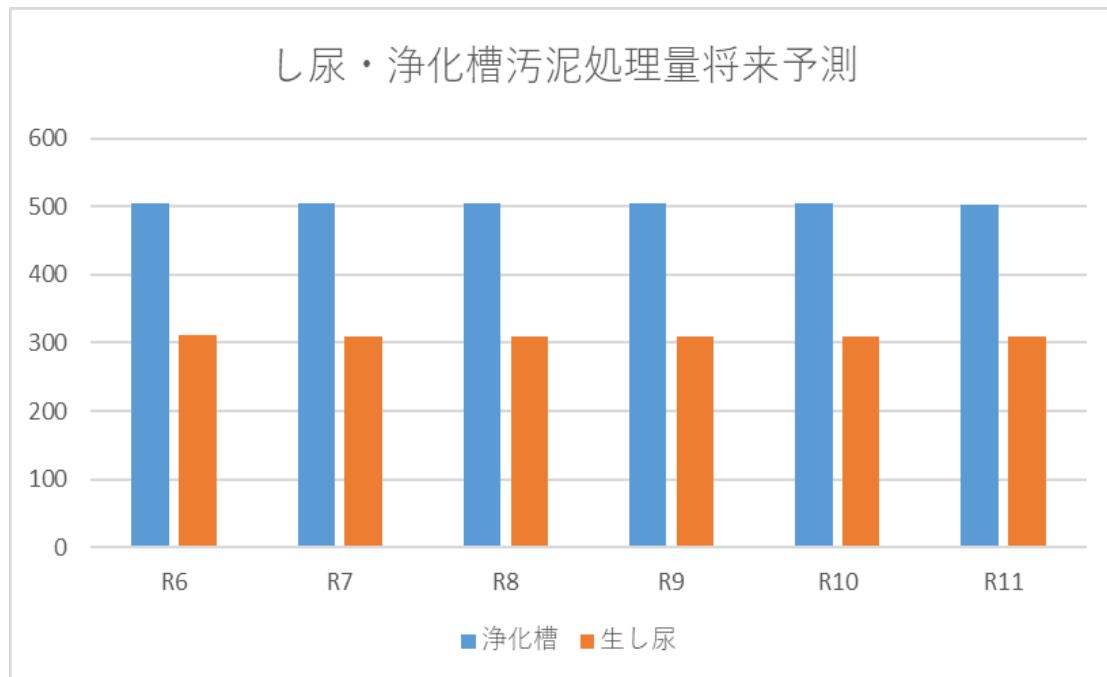


(2) し尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測

し尿汲み取り・浄化槽汚泥処理量は、下水処理への移行等により徐々に減少すると予測されます。

単位: kℓ

区分/年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
浄化槽	505.76	505.31	504.86	504.41	503.96	503.51
生し尿	310.63	310.40	310.17	309.94	309.71	309.48



第3節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水については、引き続き公共下水道への接続により、未処理のまま河川に放流されることのないよう安定かつ確実に処理を行います。

2 し尿・汚泥処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、公共下水道への接続により微減と予測されますが、一定量の収集需要があるため現状どおり、し尿、浄化槽汚泥共に計画処理区域内全域を収集範囲とした収集・運搬体制を今後も維持します。

(2) 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、近年の生活環境向上施策に伴う公共下水道の整備により、生活排水全般の処理形態が水洗化へ移行していますが、一部非水洗化家庭も現存することから、し尿処理施設の処理を継続する必要があります。

3 生活雑排水対策

(1) 浄化槽対策計画

本町では浄化槽管理者に対して、浄化槽法に基づいた定期的な保守点検と清掃の実施について啓発、指導を行い、また、公共下水道処理区域内の浄化槽については下水道への切り替えを求めていきます。

(2) 生活雑排水対策

住民の生活雑排水に対する意識を高めるため、町の広報紙やホームページ等により、その排水が環境に負荷を与えていていることを広く周知します。

また、自治会や小学校に対して、家庭で実践できる生活雑排水対策について学習会を実施し、協働による水環境の保全を推進します。

太子町一般廃棄物処理基本計画内の用語解説

用語	用語の解説
安定型最終処分場	地下水などが汚染される恐れのない瓦礫類やコンクリートくずが埋立てられる処分場のことです。
ESD	持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人材を教育することです。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた産業廃棄物以外の廃棄物で、一般的には、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみなどの総称です。
AI技術	人間の知的ふるまい（認識、推測など）をコンピューターでも可能にする技術のことです。
大阪湾フェニックス計画	大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿 2 府 4 県 168 市町村）から発生する廃棄物を大阪湾に埋立て処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図っています。
家庭系ごみ	一般廃棄物のうち、家庭の日常生活から排出されるごみのことです。
浄化槽	水洗式便所と連結してし尿及び雑排水を処理し、終末処理下水道以外に放流する設備です。
協働	住民等と行政が相互の特性を認識し、尊重し合い、相互の資源を出し合い対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動することです。
小型家電リサイクル認定事業者	国より小型家電の適正なリサイクルを実施する者として、レアメタルなどの有用資源を選別し、回収、再資源化する事業者として認定されています。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラ、ゲーム機などの小型電子機器等に含まれる金やレアメタル等の有用金属を回収し、資源環境を行うことによって廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的に制定された法律です。
災害廃棄物	廃棄物処理法上、災害廃棄物という定義がないため、災害で発生したごみとします。
産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた一般廃棄物以外の廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など 20 種類の廃棄物です。
事業系ごみ	事業活動に伴って店舗、会社、工事、事務所、病院等から排出される一般廃棄物のことです。

用語	用語の解説
持続可能な社会	地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のことです。
集団回収	自治会、子ども会、PTA 等の地域団体が自主的に各家庭の協力を得て、日時を決めて缶・古紙・布類を集め、事業者に引き渡す活動のことです。
循環型社会	大量生産、大量消費、大量廃棄型社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。
循環型社会形成推進交付金制度	市町村が 3R を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設、リサイクル施設を整備する計画を作成し、計画に位置づけられた施設整備に交付金を交付します。(補助対象事業費の 1/3)
食品ロス	売れ残りや食べ残し、期限切れの食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されることです。
ステーション方式	区域ごとに設置したごみステーションに各家庭のごみを排出してもらい収集する方式のことです。
ストックヤード	一時的に保管するスペースのことです。
3R(スリーアール)	リデュース:Reduce 発生抑制、リユース:Reuse 再使用、リサイクル:Recycle 再資源化の 3 つの頭文字をとって「3R」と表記しています。
生活排水処理区域	生活排水とは、トイレの水(し尿)と生活雑排水(台所排水、洗濯排水、風呂排水等)を言い、これらを処理する区域のことです。
チャットボット	会話とロボットを組み合わせた言葉で、AI を活用した「自動会話プログラム」のことです。データベースに蓄積されたシナリオや設定された回答を選択して会話するように住民からの質問に回答します。
トレンド法	過去の傾向が今後も同様に推移するという考え方による将来推計の手法です。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を持ち寄り、フードバンク等を通じて福祉団体、施設に寄付することです。
フードバンク	食品企業の製造過程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動のことです。

一般廃棄物処理基本計画

用語	用語の解説
容器包装リサイクル法	容器包装廃棄物を資源として有効活用することにより、ごみの減量化を図る法律です。
リサイクル率	(中間処理後再生利用料+集団回収量/ごみ処理量+集団回収量)×100で算出される値で、ごみとして排出されたものうち、再利用されている割合を示します。
リデュース	資源を効率的に使用し、製品を作り、また、長時間使用することにより廃棄物になる量を抑制することです。
リユース	使い捨てせず、繰り返し使用することです。